

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p style="text-align: center;">今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1. 調達する財産、役務等の特殊性等</p> <p>岐阜県図書館が所蔵する書誌のデータベースである「書誌情報システム」の運用に当たり、職員の手作業でデータを作成することは困難であるため、市販のマークを使用することで最新の書誌情報を随時追加するものである。</p> <p>2. 特定の者以外が供給することができないことの説明</p> <p>岐阜県図書館では平成7年の新館開館以来（株）図書館流通センターが提供する新刊全件マーク「TRCマーク」を使用している。他社作成のマークを使用した場合、これまでに蓄積された書誌データベースと仕様の異なるフォーマットのデータが混在することにより、今までと同じ検索結果が得られなくなる等、利便性が著しく低下し図書館サービスに大きな影響が出る。データベースとしての精度を保つためには、同じマークを継続して使用する必要がある。従って、契約相手方は（株）図書館流通センター以外にはない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。